

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 8月24日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社吉田フードプランニング
【報告者の住所又は所在地】	宮城県仙台市若林区鶴代町 6番65号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目 7番 1号 有楽町電気ビル北館1310区
【電話番号】	03 - 3213 - 0034
【事務連絡者氏名】	柳田国際法律事務所 弁護士 米盛 泰輔 / 同 滝 充人 / 同 浦上 俊一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社吉田フードプランニング (宮城県仙台市若林区鶴代町 6番65号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目 8番16号)

(注1) 本報告書中の「公開買付者」とは、株式会社吉田フードプランニングをいいます。

(注2) 本報告書中の「対象者」とは、株式会社鐘崎をいいます。

(注3) 本報告書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本報告書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本報告書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本報告書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本報告書において、日数又は日時の記事は、特段の記事がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本報告書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本報告書中の「株券等」とは、株券等についての権利を指します。

## 1【公開買付けの内容】

### (1)【対象者名】

株式会社鐘崎

### (2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

### (3)【公開買付期間】

平成24年7月12日(木曜日)から平成24年8月23日(木曜日)まで(30営業日)

## 2【買付け等の結果】

### (1)【公開買付けの成否】

本報告書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)においては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,590,929株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(2,755,861株)が買付予定数の下限(1,590,929株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年8月24日に報道機関に対して公表いたしました。

### (3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	2,755,861(株)	2,755,861(株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-
株券等預託証券( )	-	-
合計	2,755,861	2,755,861
(潜在株券等の数の合計)	-	(-)

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	27,558
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	12,411
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年2月29日現在)(個)(g)	42,455
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	94.09

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(g)」は、対象者の平成24年7月13日提出の第44期第1四半期報告書に記載された平成24年2月29日現在の対象者の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、上記四半期報告書に記載された日現在の対象者の発行済株式総数(4,646,400株)から、対象者が同年7月11日に公表した平成25年2月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成24年5月31日現在の対象者が保有する自己株式数(398,391株、対象者によれば、平成24年3月1日から同年5月31日までの間に、単元未満株式買取請求を受けたことにより、自己株式49株が増加したとのこと)を控除した株式数(4,248,009株)に係る議決権の数(42,480個)として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。